

## 議題(2)

# 小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について

---

第6回子ども・子育て支援会議

# 小規模保育事業の位置づけ

- 小規模保育事業とは、定員が6名以上19名以下で、0歳から2歳までの保育を必要とする子どもに保育を提供する事業です。
- 認可の基準については保育所に近いA型、家庭的保育事業に近いC型、中間型のB型の3類型が設定されています。

種別	職員数	職員資格	保育室等
A型	保育所の配置基準 +1名	保育士	0・1歳児： 1人当たり3.3m <sup>2</sup>
B型	保育所の配置基準 +1名	1/2以上が保育士	2歳児 1人当たり1.98m <sup>2</sup>
C型	0～2歳児 3:1	家庭的保育者	0～2歳児： 1人当たり3.3m <sup>2</sup>

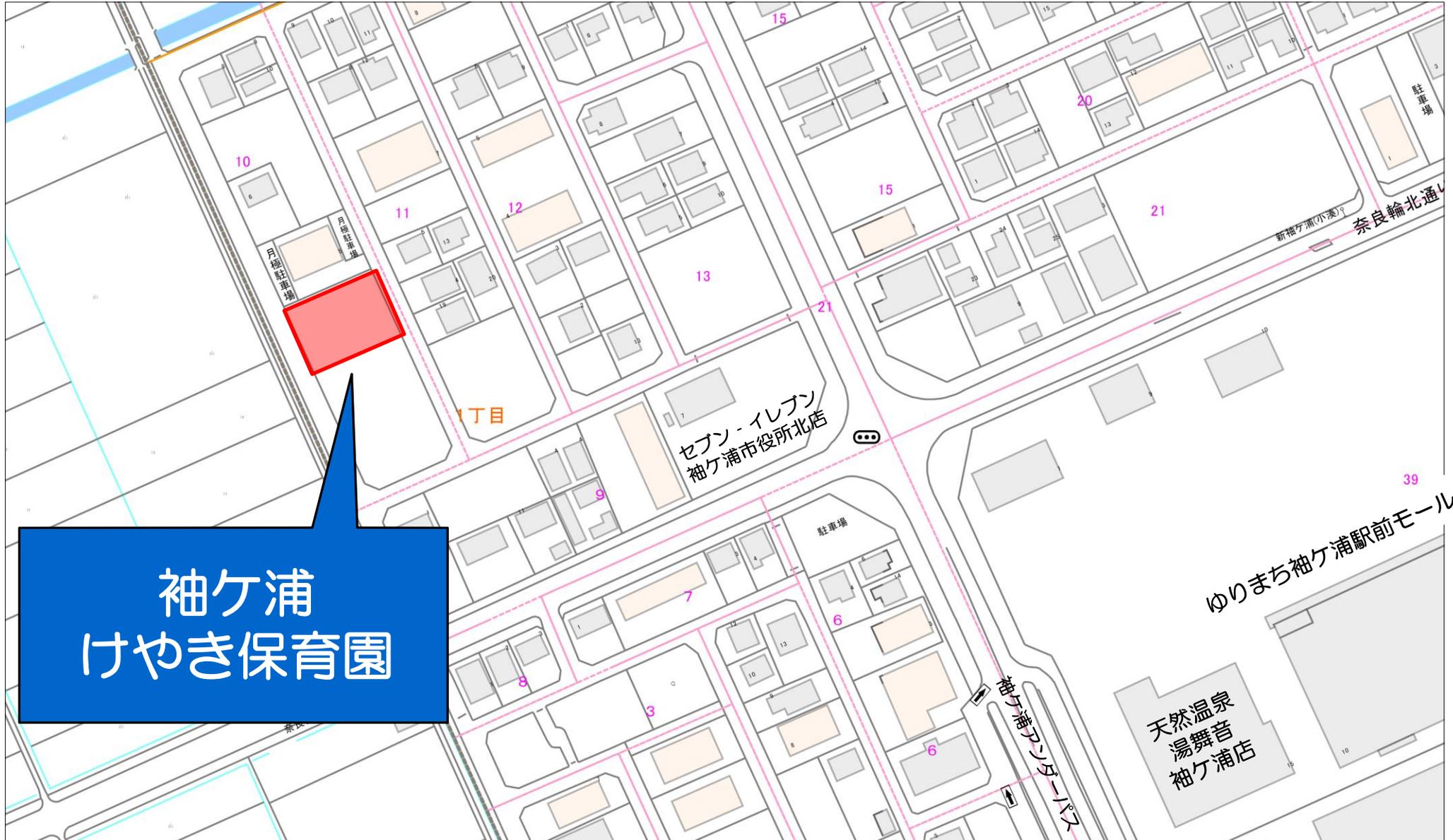
# 子ども・子育て支援制度における施設・事業ごとの認可・確認主体

子ども・子育て支援 制度上の区分	認可主体	確認主体	市内施設 (R7.4.1時 点)
認定こども園	県	市	2
幼稚園			1
保育所			15
居宅訪問型保育事業	市	市	—
家庭的保育事業			1
小規模保育事業			5
事業所内保育事業			1

# 認可予定の小規模保育事業の概要

施設名	袖ヶ浦けやき保育園
施設の種類	小規模保育事業（A型）
運営主体	特定非営利活動法人キッズルームけやき
所在地	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前1丁目10番地4
事業開始日	令和8年4月1日
認可申請定員	19人（1歳:9人、2歳:10人）
保育室等 （カッコ内は認可基準）	1歳児室 34.46㎡（≧面積基準:29.7㎡=3.3㎡×9人） 2歳児室 21.20㎡（≧面積基準:19.8㎡=1.98㎡×10人）
園庭（カッコ内は認可基準）	79.0㎡（≧面積基準:33.3㎡=3.3㎡×10人）
職員予定数 （カッコ内は認可基準）	保育士6人（≧配置基準:4人÷19人÷6人÷3.1人(+1人)）
給食	自園調理

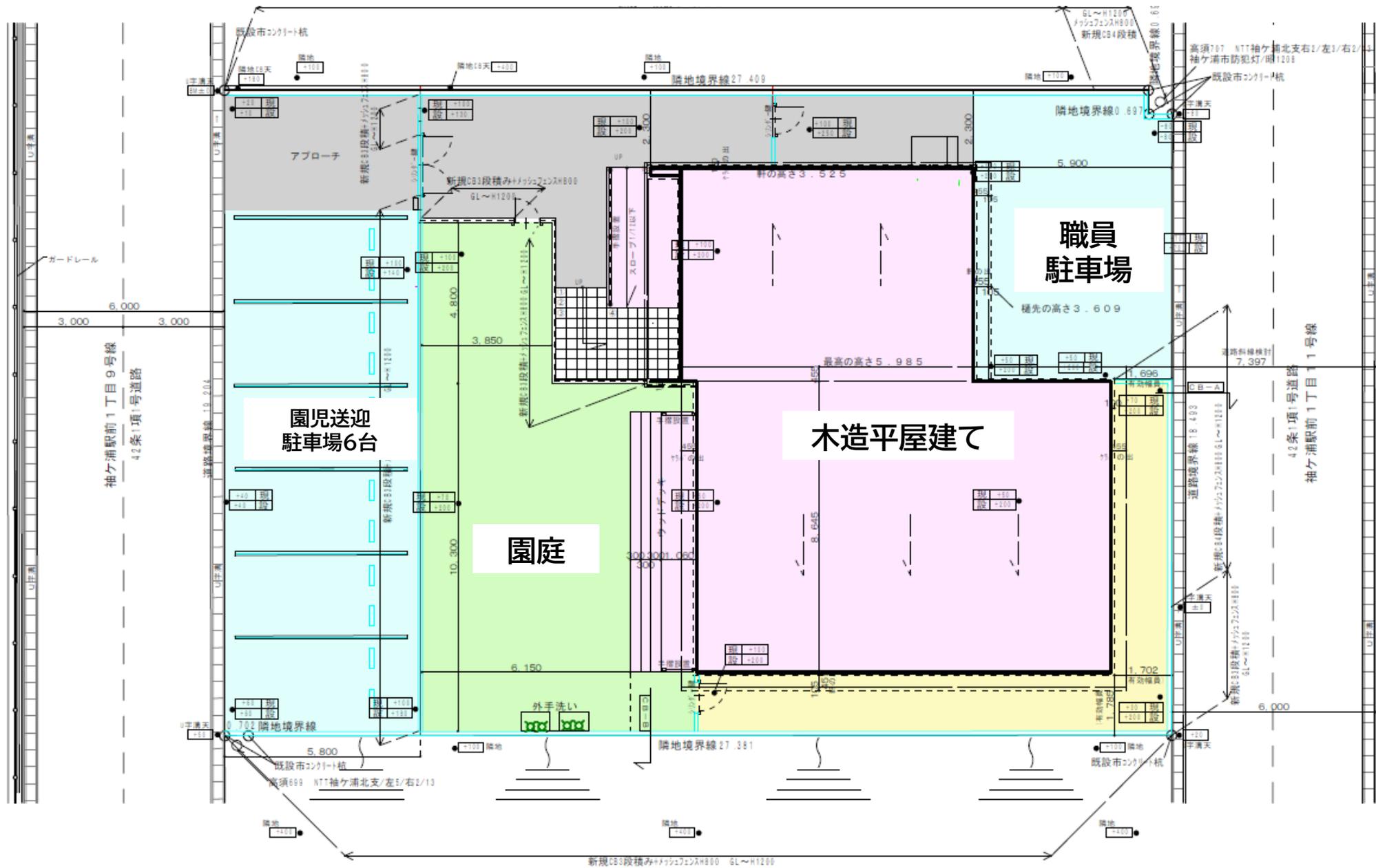
# 施設位置図



# 袖ヶ浦けやき保育園 外観写真



# 配置図





# イメージパース



園児室イメージパース



鳥観図イメージ



## 審議事項① 事業認可について

袖ヶ浦けやき保育園の認可申請に対し、下記の点から市は認可を  
する方針です。このことについて、子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

- ①当該事業が市の認可基準（部屋面積や保育士の資格や人数など）を満たす見込みであること
- ②当該事業は市の子育て応援プラン（第3期）に計画されており、計画内の教育・保育の量の確保方策に位置づけられていること

## 審議事項② 利用定員の設定について

袖ヶ浦けやき保育園の利用定員について、市は下記の点から利用定員を設定する方針です。

このことについて、子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

- ①当該事業が市の確認基準を満たす見込みであること
- ②利用定員が認可定員と一致していること

袖ヶ浦けやき保育園の認可定員及び利用定員 (単位：人)

年齢	1歳	2歳	合計
認可定員	9	10	19
利用定員	9	10	19

# 認可に係る意見聴取の根拠

## ■児童福祉法 第34条の15第2項

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

### 同条第4項

市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## ■袖ヶ浦市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可の手続に関する規則 第3条

市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議の意見を聴かなければならない。

# 利用定員の設定に係る意見聴取の根拠

## ■子ども・子育て支援法 第43条第2項

市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。